

# 1 アリーナ事業に係る地元説明会の質問等【10/14開催分】

令和7年12月9日

番号	質問等	回答
1	市体育館や県営体育館でスポーツイベントやスポーツ団体による利用はどれくらいあるのか。スポーツ団体は、現状困っているのか。土日は県営体育館や市営体育館がいっぱいと言うが、平日を活用すればよいのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市体育館の場合、土日祝及び平日の夜間は常に利用されている状況である。また、社会人等に対し、平日日中の利用を促すことは現実的に困難である。</li> <li>県営体育館も同様に、年間利用申請の段階で70日程度予約が重なり調整している状況である。</li> <li>市、県の体育館はともに、利用者の利用要望に対応できない状況となっている。</li> </ul>
2	県民利用枠が稼働日数の多くを占めるが、市民の方がたくさん使うのではないのか。県の枠を小さくすべきではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民利用枠・市利用枠は、合計134日+αとしている。市利用枠は、あくまでも市主催事業に活用する分を示しており、市民がスポーツ等を通じて使う部分については、一県民として県民利用枠を活用することを想定している。</li> </ul>
3	埋蔵文化財発掘調査は事業主体がやるべきであるのに、なぜ市がするのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化庁の通知や通達等において、事業者は地方公共団体等に委託して行われるのが通例であると記載されている。今回のケースでもこれに従い、事業者である㈱福井アリーナから市への受託事業として調査を行うものである。なお、費用については、市の負担ではなく、㈱福井アリーナが負担するものである。</li> <li>このことについては、法律の解釈や手続きについて必要な確認を行い、法的な問題はないと考えている。</li> </ul>
4	なぜ事業が決まる前に地盤調査や埋蔵文化財発掘調査をしているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボーリング調査は、アリーナ整備が可能かどうかを判断するために必要な調査である。</li> <li>埋蔵文化財発掘調査については、東公園における整備に向けた第一歩という認識である。県議会、市議会も東公園で進めていくことについて概ねご理解いただいていることから、全く事業が決まっていないのに埋蔵文化財発掘調査を実施するというものではない。</li> </ul>
5	県民・市利用枠の一日の利用料金が170万円（県市民利用料合計2.34億円÷134日）ほども使う。県営体育館に比べると割高だが、なぜこのような額になるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>アリーナと体育館は用途が異なるため、利用料の比較対象はサンドーム福井やフェニックス・プラザになる。それらと比較すると、1万人収容のサンドームが約200万円であり、2,000人収容のフェニックスプラザが約60万円であることから概ね整合性が取れている。</li> <li>県民（福井市民を含む）が県民利用枠の中で利用した際は、県営体育館や市体育館と整合性が取れた料金設定になるものと考えている。</li> <li>今後県がアリーナ利用について、条例によって県民利用時の料金設定を行う予定である。</li> </ul>
6	市や県がアリーナで行う事業はあるが、運営者が行う事業がないがなぜか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンサートやMICEについては、アリーナ運営事業者も含めた経済界が営業を行い誘致、企画するものと捉えている。現時点で準備日も含めて84日+αであるが、コンサート12公演、MICE36回程度を想定している。</li> <li>この想定見込みは、運営会社である㈱Fプライマルが他県の施設の事例や信頼の置けるプロモーターの見解を参考にしているため、実現性は高いものと考えている。</li> <li>今後、運営者が+α分の内容について自主事業等の実施も含めて検討し、稼働率を向上させて、安定運営を図るものと考えている。</li> </ul>
7	渋滞対策について、具体的な説明が欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>アリーナで5,000人規模のイベントが開催された場合、約1,200台から1,525台の自家用車が福井駅周辺に流入するものと推計している。</li> <li>時間貸し駐車場の多くは、福井駅の西側に多く分布していることから、主要交差点部である豊島交差点への流入は、豊島交差点を起点に東側や南側に居住する方（奥越や丹南エリア含む）の車両が多いと考えられる。</li> <li>人口分布などから試算すると、平日、休日や開催する時間などにもよるが、発生する交通量は限定的であると見込んでおり、イベント開催に伴う顕著な交通渋滞は発生しないものと考えている。</li> <li>しかしながら、交通への影響をできる限り軽減させるため、車両の流入を特定のエリアに集中させないことや、車での来場を抑制させることが重要だと考えている。</li> <li>具体的には、公共交通機関の利用促進として、福井市外からの流入については、県が中心となりパークアンドライドの整備を検討していることや、市内においても、民間企業の駐車場などをパークアンドライドに活用ができないかを検討している。</li> <li>また、乗車特典の造成やふくいMa a Sアプリの活用などを通して、公共交通機関の利用促進を行っていくことも考えている。</li> <li>車両流入を特定のエリアに集中させないことについては、分散駐車が有効であると考えており、具体的には、主要な駐車場のリアルタイム満空表示の導入や、民間企業の駐車場、空き地の活用（akippa）などを検討している。</li> <li>これらに加え、既存の時間貸し駐車場の利用や、シャトルバスの運行なども含め、来場手段の情報をいくつも提供することによって、来場者の利便性の向上とともに、交通への影響の軽減に努めていく。</li> </ul>
8	土地を無償で貸し付けることになっているが、無償で貸し付けなければ市に歳入として入る額はいくらか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の貸付料は、路線価等を参考にすると貸付面積を13,000㎡と仮定した場合、約2,000万円/年、売却した場合は約10億円である。</li> </ul>
9	特定の事業者市に土地を無償で貸し付けるということについて、判例で自治体が敗訴している例があるが、そうはならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>栃木市の例は、市長の特認で、市の土地に民間のサッカークラブがスタジアムを建設した際に使用料を免除したケースであり、これについては、裁判で市側が敗訴したものと理解している。</li> <li>本市の場合、地方自治法で定める議会の議決を受けて土地を無償貸付することを想定しており、上記の事例とは異なるものである。</li> <li>このことについては、法律の解釈や手続きについて必要な確認を行い、法的な問題はないと考えている。</li> </ul>
10	都市公園内に民間施設を整備するのは違法なのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の東公園内では、アリーナ規模の施設を整備することはできないため、アリーナのエリアを都市公園から外して、都市公園ではない土地に、アリーナを建設することとしている。</li> <li>東公園は、アリーナと一体的に活用することによってまち全体の魅力向上にも寄与することから、アリーナ整備のタイミングに合わせて、都市計画の変更により、東公園の公園種別及び面積、区域を変更し、都市の健全な発展を図っていきたいと考えている。</li> <li>令和7年9月改定の都市計画マスタープランの中で、福井駅東口エリアの都心部全体のにぎわい創出に繋がる都市機能誘導施設（アリーナ等）の立地促進を図ると明記しており、現在の都市計画の変更手続きを同年12月議会終了後に進める。</li> <li>都市計画変更手続きの完了後、都市公園法及び福井市都市公園条例に基づいて都市公園の一部廃止を行う予定である。</li> </ul>
11	法律（都市公園法第16条）では公園の廃止を規制しているのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第16条（都市公園の保存）に「みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない」とある。</li> <li>しかし、第1項には「公益上特別の必要がある場合」は、都市公園法運用指針において、都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合、この限りではないとされている。</li> <li>また、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進を図るため、都市公園を廃止することの方が存続させることよりも公益上重要であると客観性を確保しつつ慎重に判断した場合には、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えないとされている。</li> </ul>

番号	質問等	回答
12	イベント時に民間事業者の大きな駐車場を借り上げるという対応は可能なのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業の駐車場の利用は有効だと考えているものの、何よりもまずは、自家用車ででの来場を抑制することと、ある特定のエリアへの車両の集中を避けることが重要なことだと考えている。</li> <li>・大規模な駐車場は、退場時に渋滞を引き起こしてしまうこともあるため、イベントの内容や駐車の方法などを慎重に見極める必要がある。</li> <li>・また、借上げにあたっては、運営会社（㈱Fプライマル）が個別に交渉するなど、協力を得ることが必要だと考えている。</li> </ul>
13	アリーナが30年間無事経営されていくのかという不安。それが市民県民へのツケとならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者を中心とした経営であるものの、県・市による行政支援に加え、金融機関による資金投入（融資）も含め、それぞれの責任においてこのスキームの継続性を支えていくものである。</li> <li>・出来るだけ借入金の負担を減らせるよう、市としても様々なところから寄付金を募るなど、事業の継続性を高めていきたいと考えている。</li> </ul>
14	都市計画変更のスケジュールについて教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在は都市計画の決定・変更（用途地域の変更、都市計画施設の変更、地区計画の策定等）の手続きの時期を延期している状況である。</li> <li>・これまで、令和6年10月に都市計画決定・変更の原案の縦覧を行った上で公聴会を開催し、市民の意見を伺っている。</li> <li>・今後の手続きの流れとしては、都市計画決定・変更案について、市民や関係者の皆様に周知するための縦覧を行い、意見を伺うための意見書の提出期間を設ける予定である。その後、都市計画審議会において、都市計画の決定・変更についてご審議いただく流れとなる。</li> <li>・令和7年12月議会後、手続きを再開したいと考えており、年度内に案の縦覧等を設けて、来年度前半には都市計画審議会を開催したいと考えている。</li> </ul>
15	ボーリング調査の結果は、自分たちが住む近隣にどれだけの杭を打つのかという話になるので公表してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築の詳細設計については今後行われる業務であり、また、その詳細な内容について公表する予定はないと聞いている。</li> <li>・事業者がボーリング調査を行った結果、数十メートルで支持層に到達すると判断している。</li> </ul>
16	アリーナの浸水対策について具体的に教えてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洪水ハザードマップでは、東公園周辺だけが特段地盤が低いわけではなく、中心市街地と同程度の低さであることから、昨今の線状降水帯の発生やゲリラ豪雨による水害が発生した場合においても、東公園のみが浸水するものではないと認識している。</li> <li>・浸水の影響を極力軽減するため、アリーナの非常用発電機を、当初予定していた1階から3階に変更し、仮に施設が浸水した場合であっても、2日程度は非常用発電機により電力供給が可能となるような対応を考えている。</li> </ul>
17	駐車場代はいくらを予定しているのか。需要が高まると料金を高くするようなことがあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣駐車場を参考に運営会社が決定するものであり、具体的な料金設定はこれからである。</li> </ul>
18	駐車場は設けないというが、アリーナでスポーツをし汗だくになって帰るのに、徒歩や電車に乗って帰るとは考えられない。駐車場が必要なのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナの敷地内に80台程度の駐車場を整備する予定であり、県民利用時など興行・イベント開催以外の日はその駐車場を利用していただくことを想定している。</li> </ul>
19	ボーリング調査、交通調査、埋蔵文化財調査にこれまで要した費用はいくらか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボーリング調査は、事業者が建築設計に必要であることから実施したものであり、市は費用の負担をしておらず詳細を把握していない。</li> <li>・交通調査は、R6.9補正での周辺道路基本設計で約1,000万円、R7.9補正での追加調査で、約350万円である。</li> <li>・埋蔵文化財調査は、試掘で約80万円、資材のリースで1,477万円、業務委託で約316万円である。</li> <li>・第1期調査予定分で調査できなかった箇所は、R8年度に繰り越すことを予定している。</li> <li>・埋蔵文化財発掘調査範囲内の解体・撤去で、約950万円である。</li> <li>・埋蔵文化財発掘調査の本調査は、今後実施するが、事業者の費用負担となる。</li> <li>・東公園の基本設計で約2,150万円、測量で約500万円である。</li> </ul>
20	全体のスケジュールは示さないのか。金融機関の判断は。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体のスケジュールについては、日々変更が行われるものであるが、できるだけ新しい情報については、説明会や議会の場で共有していきたい。</li> <li>・金融機関の判断については、㈱福井アリーナへのヒアリングとともに、金融機関との協議など、今後状況把握に努めていきたい。</li> </ul>
21	木田橋付近は排雪場に指定されている。冬にはたくさんのダンプカーが雪捨てのため家の前を通る。木田橋の南側に駐車場を整備すると、そちらから大量に人が流れる。そのような想定をしているのか。どのような導線計画か。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行者のメイン導線については、東公園から北側に延びる道路で、城の橋通りへと接続する東部2-4-5号線を考えている。</li> <li>・駐車場は新たに整備することは想定しておらず、公共交通機関の利用促進に加え、民間企業の駐車場や空き地などを活用し、イベント時に駐車できるサービス（akippa）の推進や、既存の時間貸し駐車場の利用など、来場手段を充実させる必要があると考えている。</li> <li>・排雪箇所は、本市エリア内に20箇所あり、木田橋付近は、木田橋の右岸上流部、勝見地区にあり、大雪時に開設されることになっている。</li> <li>・開設される場合には、誘導員を配置し、進入、退出方向を指定するなど、安全確保や渋滞緩和に努めており、引き続き、こうした対応を徹底していくと聞いている。</li> </ul>
22	施設の固定資産税は、一般的に整備直後が最も高く徐々に減少していく。しかし市は 固定資産税相当額として7,000万円を払うとしている。そうすると、整備会社は初年度に1億数千万円の固定資産税を支払うことになると思うが、7,000万円分相殺されても赤字になる。運営に影響はないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7,000万円は、想定される30年間の固定資産税総額を平均して割り出した額という考え方である。</li> <li>・したがって、初年度の固定資産税が1億数千万円であれば、市のアリーナ支援についてもその見合い程度の額を考えている。</li> </ul>
23	事業計画が確定していないのに、地盤調査など、外堀をどんどん埋めていく意味がわからない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の候補地でアリーナ整備が行われることを前提とし各種調査を行っている。</li> <li>・事業計画の精度を高めるために整備に必要な調査を実施していることをご理解いただきたい。</li> </ul>
24	県民利用や市民利用のスポーツ大会等の際、駐車場が約70台分しかないのに、それに対応することができるのか。ほかの体育館の利用状況も考えてそれで足りるとしているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場のキャパシティを大幅に超えるような大規模スポーツ大会を開催する場合は不足する場合は、既存の県・市の体育館施設で実施することも考えられる。</li> <li>・しかし、主にサブアリーナでのスポーツ利用の場合は、附置義務駐車場に加えて、興行の際に使用するVIP駐車場やアリーナ南側の搬入搬出のための通路にも駐車可能であるため、今後、県と協議しながら駐車場が不足する場合の個別対応を検討する。</li> </ul>
25	現状、木田橋からの通り抜けとして公園の前の道が利用されているが、これを防いでほしい。導線計画と警備員の配置計画を示してほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島2丁目地区内において、朝晩の通り抜けする車が多く、危ないといった意見があったことから、令和6年11月18日から12月1日までの期間、交差点や道路の一部を狭くするなどの交通社会実験を実施した。</li> <li>・実験の結果、通過交通量、走行スピードともに抑制効果がみられたものの、近隣住民からは不便になるといった意見もあったことから、今後、住環境の保全と安全な交通環境の両立を念頭に、近隣にお住まいの方や警察等のご意見を踏まえ、必要な対策等も含め、検討していく。</li> <li>・導線については、東公園から北側に延びる道路を歩行者のメイン導線に、また、荒川沿いに面している道路を車両のメイン導線に位置付けることとしている。</li> <li>・なお、警備員の配置計画については、原則として興行主が決めるものであると認識しているが、住環境の保全や来場者の安全の確保の観点から、アリーナ運営会社を通じて徹底するように求めていく。</li> </ul>
26	通行規制をやると言っているが、そのような公権力の行使を警備員ができるわけがない。どうやってやるのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通規制については、その方法も含め、警察と協議中である。</li> </ul>
27	なぜ東公園なのか。ほかの適地は検討したのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナ整備の目的は、新幹線開業後のさらなる交流人口の拡大と地域経済の持続可能な発展に繋げるためである。</li> <li>・県都にぎわい創生協議会において、整備目的や交通結節点である福井駅からの立地距離、アリーナ整備に必要な面積等を勘案した結果、東公園が適地であると判断した。</li> </ul>